租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第６条の２の規定に基づく権限のある当局の認定

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第６条の２第６項の規定に基づく申請があり、同条第１項の規定に基づく認定を行ったので、同条第12項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月７日　国税庁長官　江島　一彦

認定対象者　CBH Grain Pty Ltd

本店所在地　Level 6, 240 St Georges Terrace Perth WA 6000, Australia

認定日　令和８年３月19日

認定対象所得　配当所得（認定日以降の配当所得に限る）

相手国の名称　オーストラリア

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告